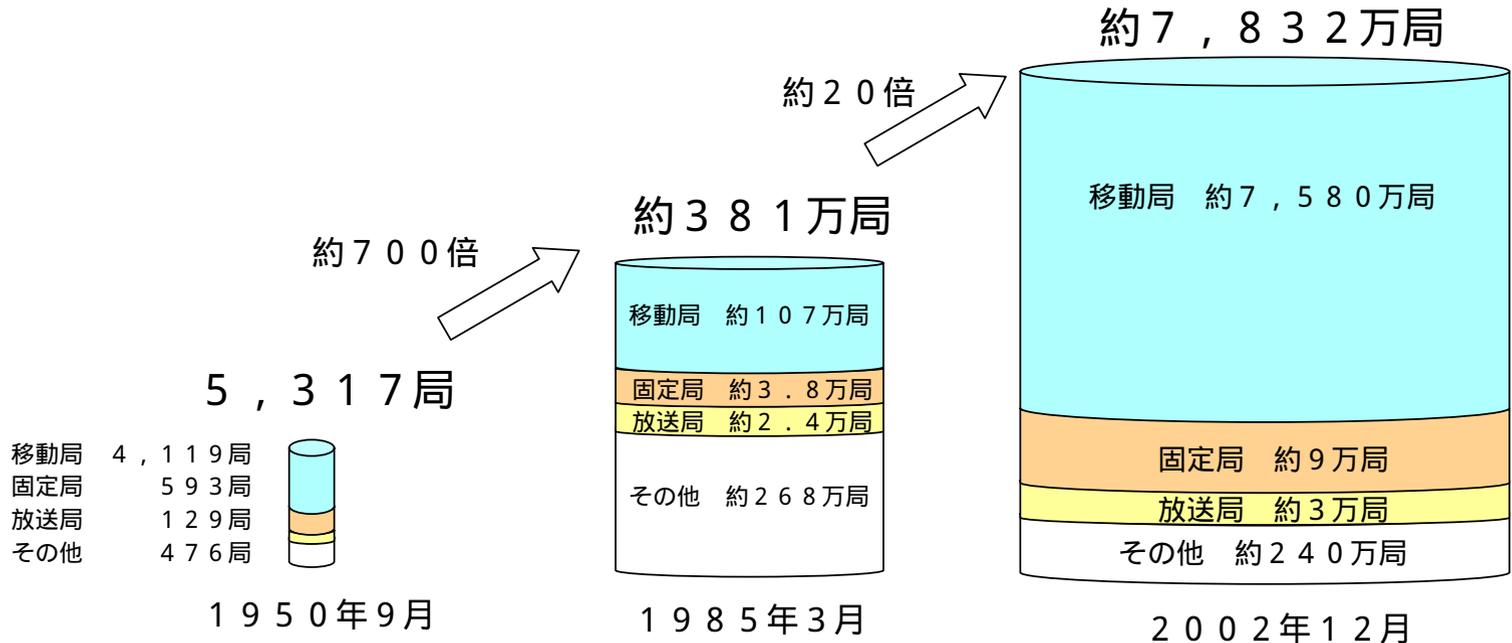


# 電波再配分のための給付金制度の導入 ( 基本的な考え方 )

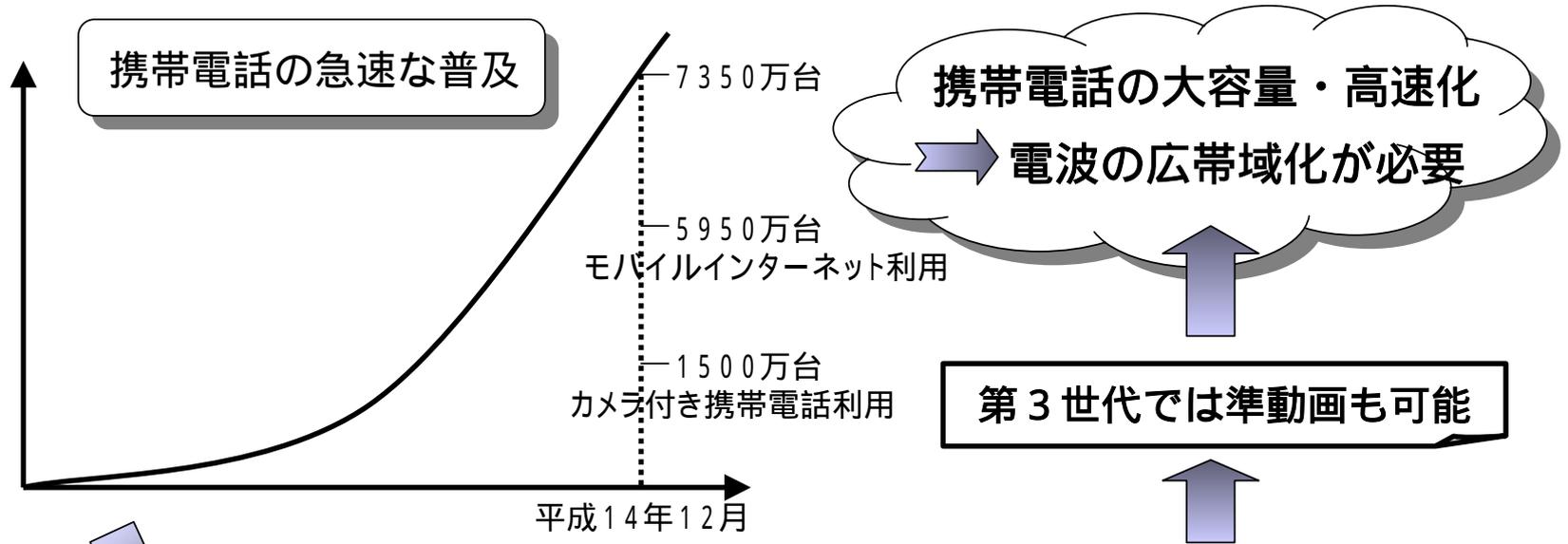
1	電波利用の変遷	1
2	携帯電話のブロードバンド化 ～ 今後、新規ニーズが予想されるサービス～	2
3	無線 LAN によるインターネット・アクセス ～ 今後、新規ニーズが予想されるサービス～	3
4	情報家電 ～ 今後、新規ニーズが予想されるサービス～	5
5	電波再配分に向けた取組み	6
6	電波の利用状況の調査、公表、評価	7
7	電波再配分のための給付金制度の導入	9
8	給付金制度の基本方針	10

# 1 電波利用の変遷



	1950年～1984年	1985年～2002年	2003年～
特徴	公共利用が中心	電気通信事業分野を中心に民間利用の急速な拡大 (特に移動通信分野で顕著)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波の逼迫が深刻化</li> <li>IT革命進展のための新規事業創出が必要</li> </ul>
最高使用周波数	9GHz程度 (1950年当時)	51GHz程度 (1985年当時)	249GHz程度 (2002年現在)

## 2 携帯電話のブロードバンド化 ～今後、新規ニーズが予想されるサービス～



5秒の録画と再生ができる アクションビュー撮影



《今やカメラ付き携帯電話は三種の神器》

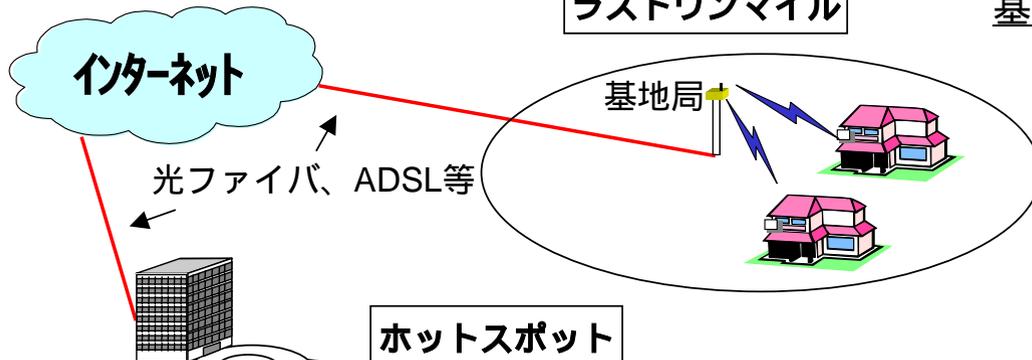
### 3 無線LANによるインターネット・アクセス

～今後、新規ニーズが予想されるサービス～

- ・ ノートパソコンや携帯端末に無線LANカードを差し込み利用
- ・ 次の2つの利用形態
  - ホテル、駅、喫茶店等での利用（ホットスポット）
  - 加入者宅への無線によるラストワンマイル

ラストワンマイル

基地局設備



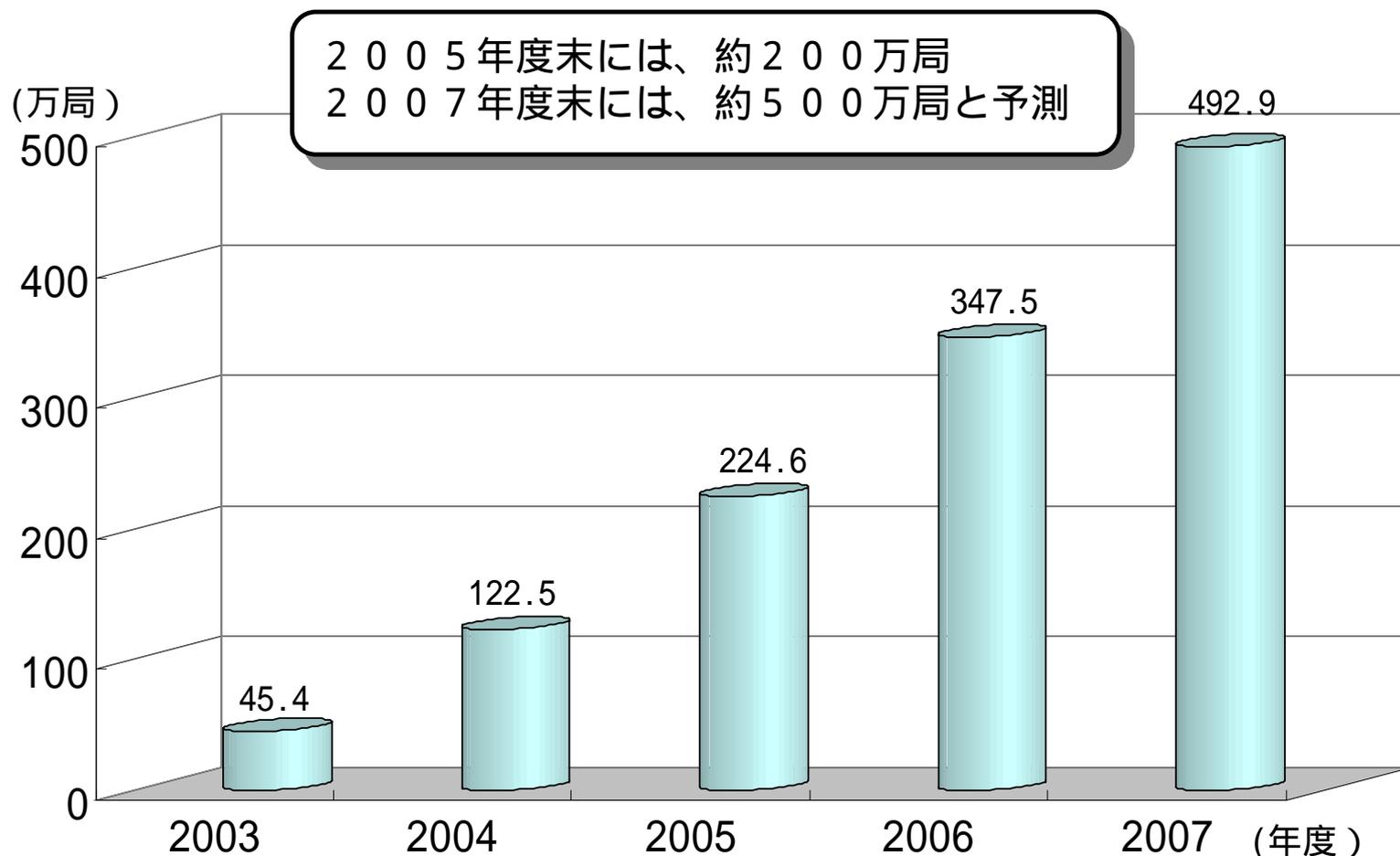
端末の利用イメージ



差し込み

無線LANカード付きのノートパソコン

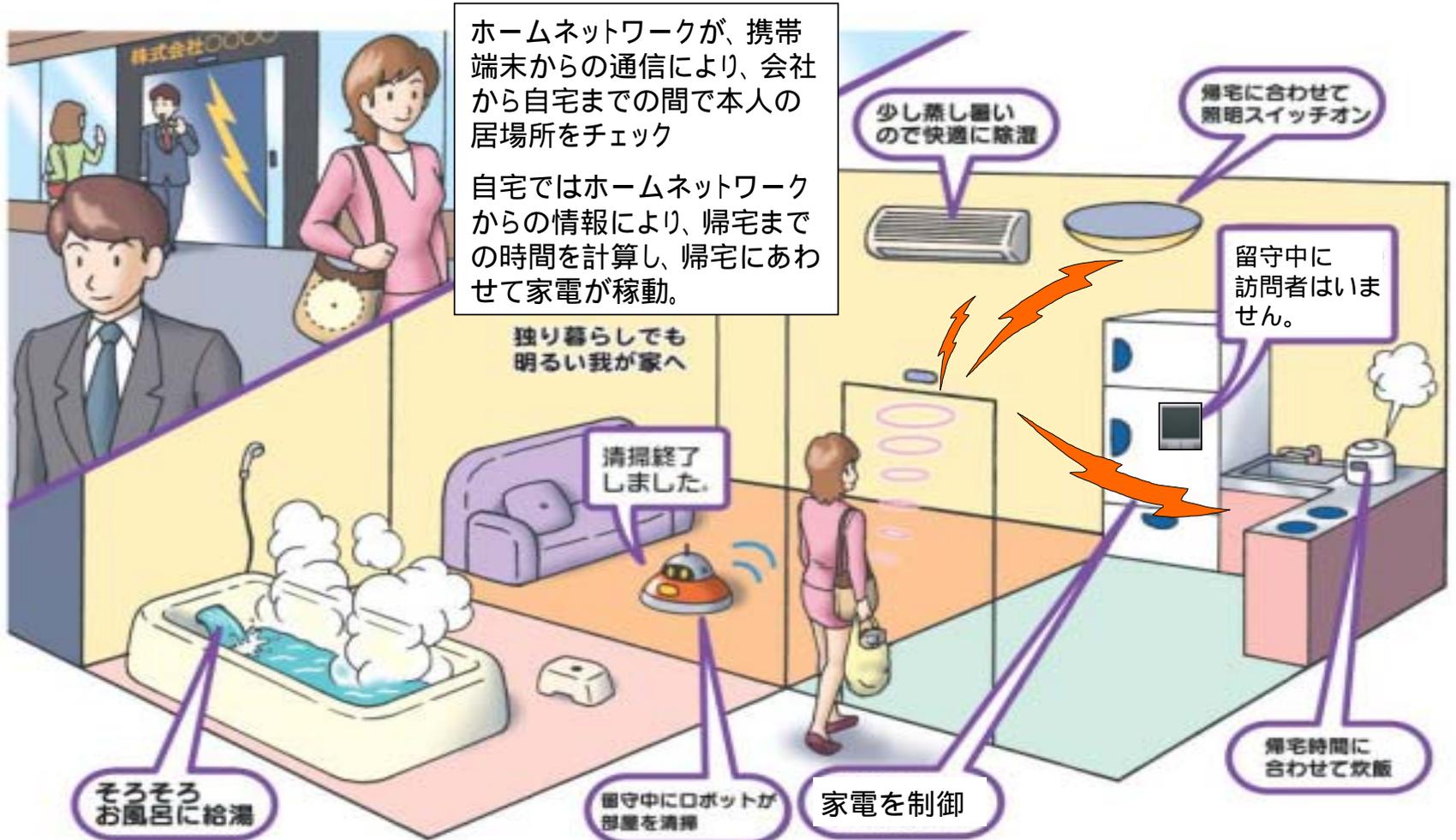
# (参考) 5GHz帯無線アクセスシステムの需要予測



平成14年5月7日 情報通信審議会情報通信技術分科会5GHz帯無線アクセスシステム委員会報告

# 4 情報家電

～ 今後、新規ニーズが予想されるサービス～



## 5 電波再配分に向けた取組み

電波の逼迫状況が深刻化 → 無線アクセスなど新規電波ニーズへの適確な対応が必要不可欠

新たなニーズに必要な周波数帯を捻出するための

**電波の大規模かつ迅速な再配分が必要**

透明性の確保

(電波法の一部改正が第154回国会において成立)

電波の利用状況の調査・公表

- ・ 電波が無駄に使われていないか
- ・ 光ファイバ等への転換は可能か

周波数帯ごとの有効利用度の評価

新たなニーズに必要な周波数帯を捻出するため  
**電波の再配分計画の策定**

既存免許人に相当の負担が発生

既存免許人への対応

(電波有効利用政策研究会で検討)

円滑な再配分の実施方策の検討

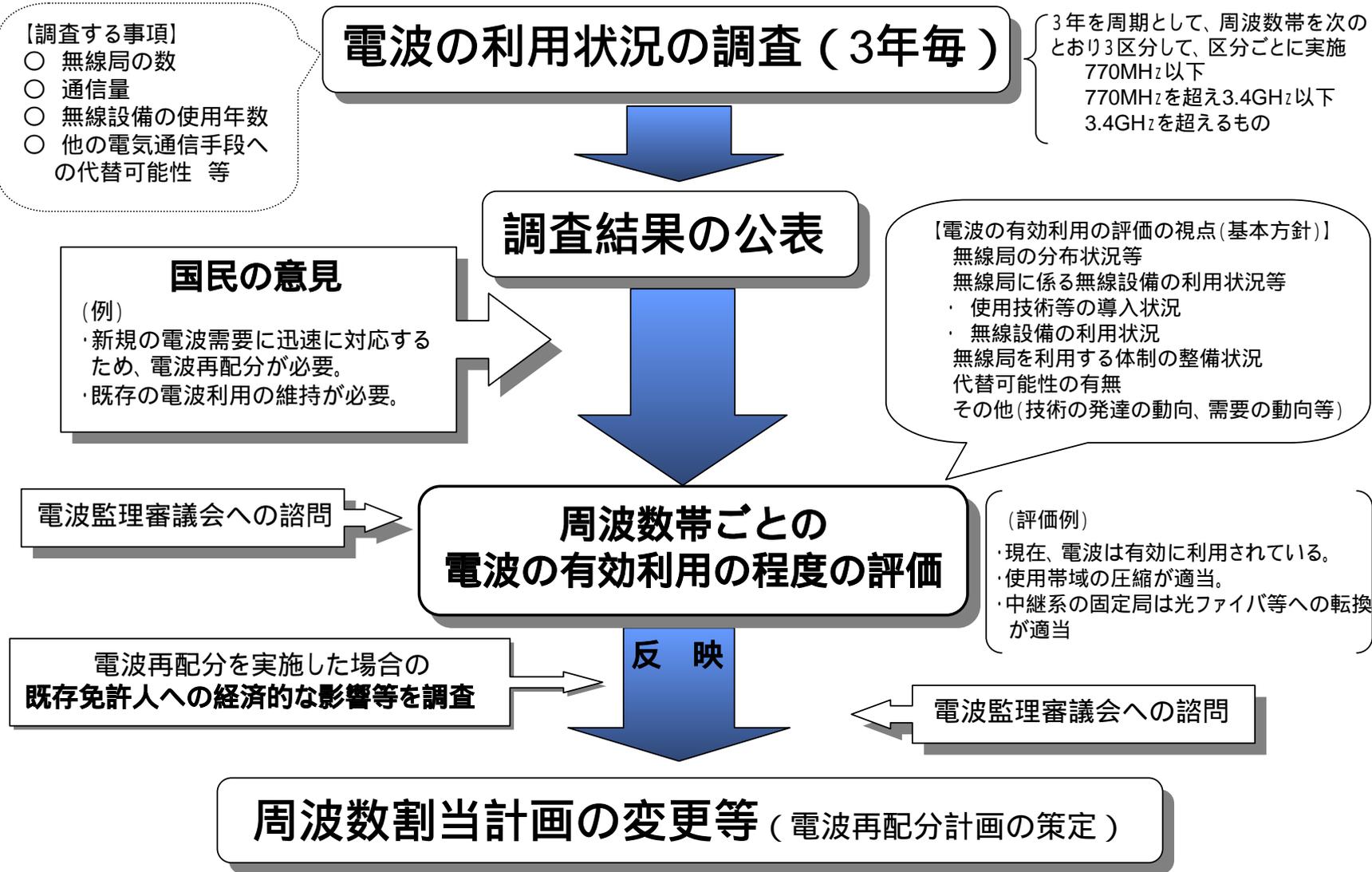
準備期間のあり方(従来、10年)

既存免許人への補償の要否

費用負担の在り方

**検討課題**

# 6 電波の利用状況の調査、公表、評価



# (参考) 中継系固定局の設備イメージ

## 電気通信業務用

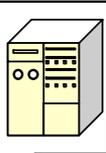
アンテナ  
1基 約5千万円  
法定耐用年数 10年

20 km ~ 50 km

鉄塔  
約1 ~ 3億円  
法定耐用年数 40年

4 GHz  
637局

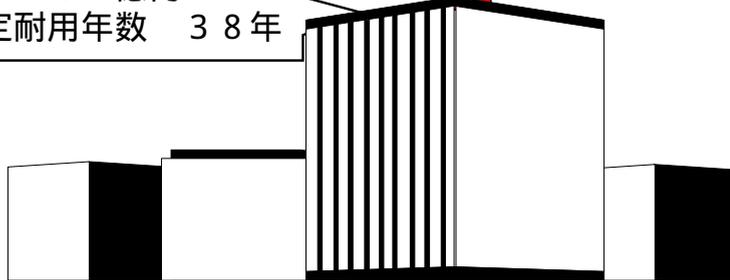
送信・受信装置  
1装置 約1億円  
法定耐用年数 6年



5 GHz  
640局

6 GHz  
606局

局舎  
約5 ~ 10億円  
法定耐用年数 38年



## 電気事業用

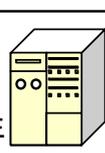
アンテナ  
1基 約1 ~ 3千万円  
法定耐用年数 22年

5 km ~ 50 km

鉄塔  
約1 ~ 4億円  
法定耐用年数 22年

6.5 GHz  
1,179局

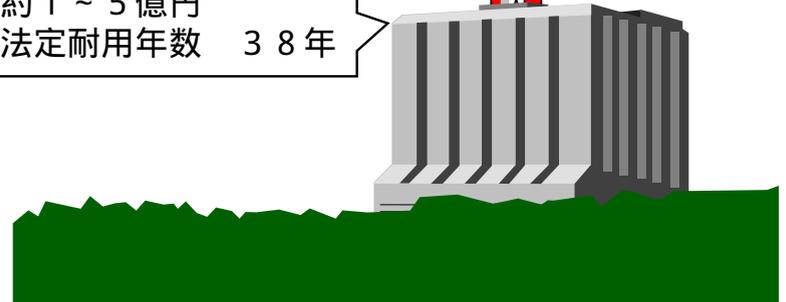
送信・受信装置  
1装置 約1億円  
法定耐用年数 9年



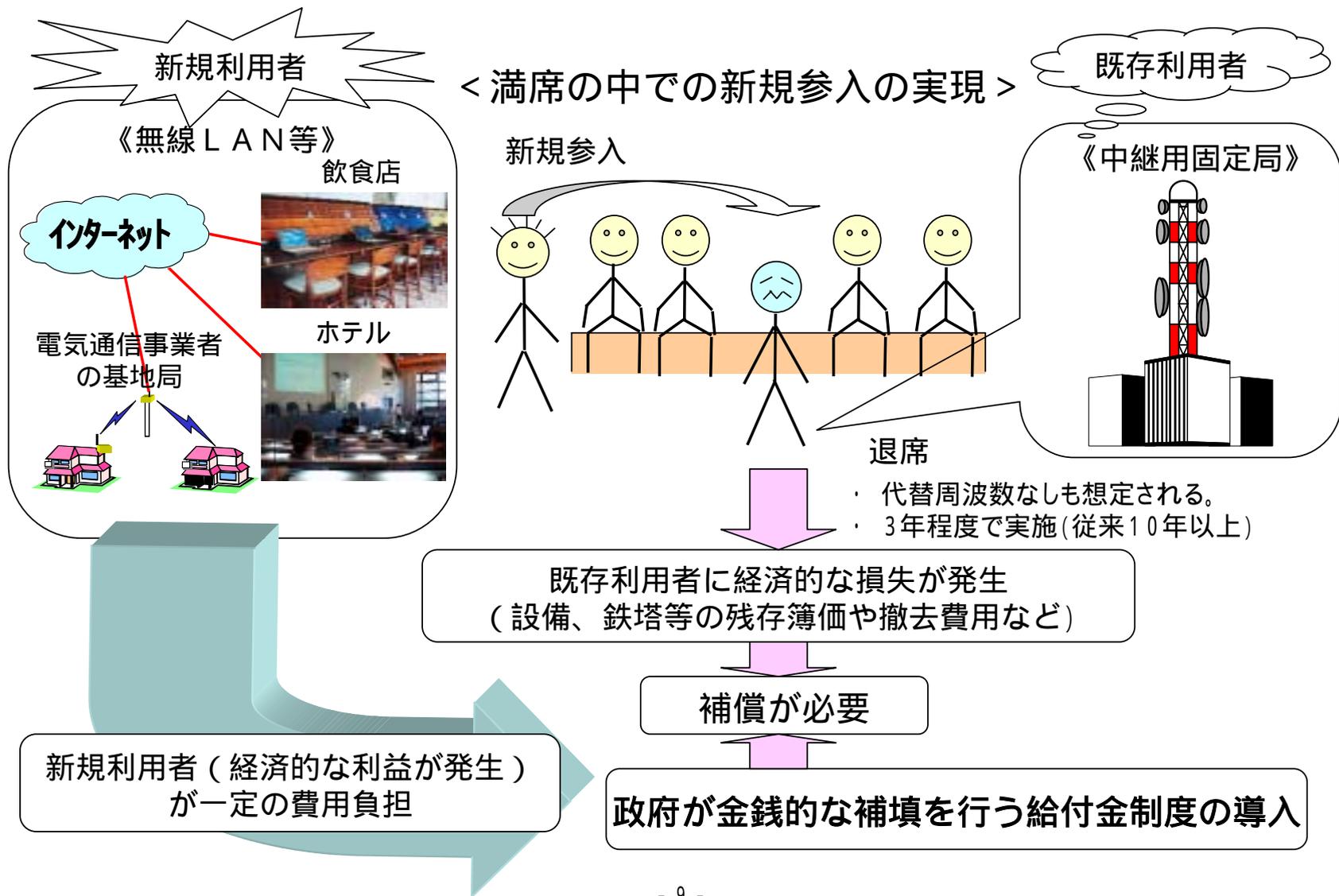
7.5 GHz  
356局

12 GHz  
362局

局舎  
約1 ~ 5億円  
法定耐用年数 38年



# 7 電波再配分のための給付金制度の導入



## 8 給付金制度の基本方針 (給付金の財源)

- 財源として、電波利用料を充てるとともに、少なくとも費用の5割以上は、再配分後の電波を利用する新規免許人が負担

《携帯電話等などの場合(参入数が限定)》



免許手続きの過程で新規免許人の負担申出額を評価

《無線アクセスなどの場合(参入が自由)》



10年間で5割徴収を目標。10割に達するまで徴収を継続

# 給付金制度の基本方針（給付金の対象となる再配分の形態）

- 原則として、電波の再配分計画の策定から、5年以内に既存の電波の利用ができなくなる形態が対象

電波法上、免許の有効期間は原則5年  
免許の有効期間満了後も、通常、電波利用継続への期待が強い

ただし、一定の無線局については、電気通信業務用のマイクロ波帯固定局の局舎や鉄塔のように多額の投資（数億円程度）を伴い、法定耐用年数が40年程度の設備あり

これらについて、5年以上の期間をかけて再配分を行う場合も例外的に対象とするかは、設備の耐用年数等を勘案した検討が必要  
( 次頁の基本方針 とも関連 )

# 給付金制度の基本方針 (給付金額の算定要素)

- 現行電波法（第71条）に基づく周波数移行命令における損失補償と同様、再配分により免許人に通常生ずる損失の範囲内で検討  
( 電波の使用権に対する補償は不要 )

## 既存免許人の立場

- (ア) 国民共有の資源である電波を免許の有効期間中に限り、利用できる立場
- (イ) 電波の使用料を支払っていない（電波利用料は、いわばマンションの管理費用）
- (ウ) 行政財産の使用許可撤回に伴う使用権対価補償を不要とした最高裁判決（東京都中央卸売市場事件：昭和49.2.5）の存在

具体的には、

設備の残存簿価や撤去費用などに対する補償を検討

( 新規設備の取得費用等は対象としない )



具体的な給付金額の算定方式の検討が必要 (本研究会の検討課題)

# (参考) 東京都中央卸売市場事件 / 昭49・2・5最高裁

## 1 事案の概要

都所有の土地について、約11年間、喫茶店等のための使用を許可。卸売市場用地として使用するため許可を取り消したことについて、高裁は憲法29条3項を理由に都に補償〔土地の使用権価格(更地価格の60%)〕を命じたため、都が上告。

## 2 判決

行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって許可が取り消されたときは、特別の事情のないかぎり、取消しによる土地使用権喪失についての補償は求められない。

## 3 理由

- (1) 都有行政財産である土地につき使用許可によって与えられた使用権は、当該行政財産本来の用途又は目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅。
- (2) 例外は、使用収益により使用許可の対価を償却するに足りない認められる期間内に取消しの必要が生じた場合など、特別の事情が存する場合に限られる。

(参考) 市場運送事件(昭50.7.14東京高裁)

都中央卸売市場内の土地の使用許可の取消しに関し、使用権価格につき補償を求めることはできないが、物件補償(移転費用)・営業補償については認められる旨判示(最高裁も原審を肯定)。

(参考) 免許の有効期間中の周波数移行措置における損失補償の範囲  
(昭和51年以降の事例)

ア 変更対象物

a) 水晶片

b) シンセサイザー

既定の周波数を発生させるための周波数発生装置を構成するもの

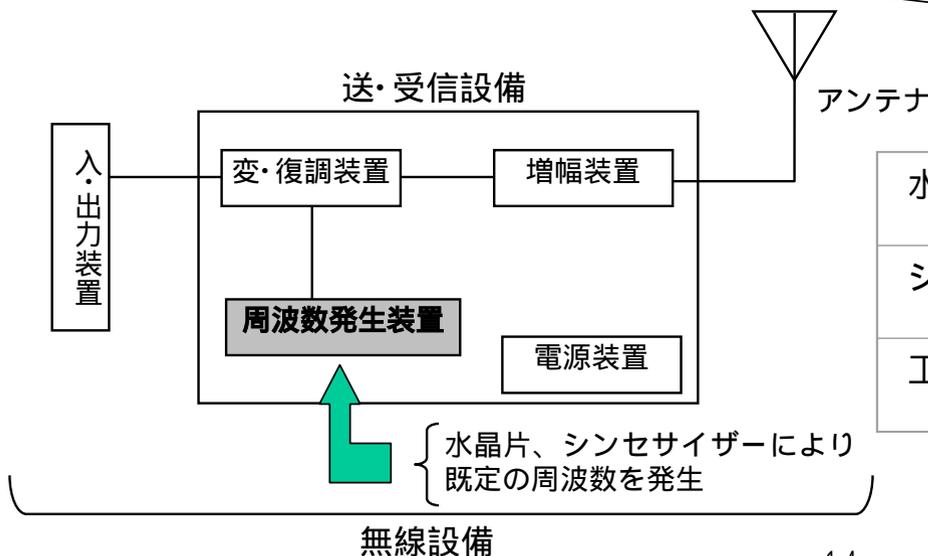
イ 工事費

水晶片及びシンセサイザーの取替及び調整にかかる費用

ウ 費用の算定

(上記ア × 残存価格率 + 上記イ) × 設備数

$$\frac{\text{耐用年数} - \text{使用年数}}{\text{耐用年数}}$$



水晶片	8,000円(標準価格)
シンセサイザー	10,000円(標準価格)
工事費	5,700円(1時間)